乙川東小学校水泳授業指導補助業務委託
企画提案実施要領

令和８年１１月

半　田　市

１．目的

本要領は、小学校学習指導要領に基づく体育科の水泳指導について、屋内温水プール施設及び水泳指導に関する専門的な知識・技能を有する指導者を活用することにより、天候等に左右されない安定した授業時数の確保、指導の充実を図るため、乙川東小学校の水泳授業指導補助業務を委託する事業者を公募型プロポーザル方式により選定するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

２．業務の概要

（１）業務名

乙川東小学校水泳授業指導補助業務委託

（２）実施対象学校

乙川東小学校（半田市花田町三丁目１番地）

（３）業務概要

別紙１「乙川東小学校水泳授業指導補助業務委託仕様書」のとおり

（４）契約期間

契約締結日の翌日から令和１１年１２月２８日（金）まで

※契約締結日は令和８年１２月２５日（金）を予定している。

準備期間　契約締結日の翌日から令和９年４月３０日（金）まで

※準備期間は、本業務を受注する者（以下「受注者」という。）が本業務に必要となる指導員等の確保、施設の調整、学校との打合せ等、業務を適正に履行できる体制を整える期間とし、当該期間に係る費用については受注者の負担とする。

事業実施期間　令和９年５月１日（土）から令和１１年１２月２８日（金）まで

（５）提案上限額（消費税及び地方消費税を含む。）

１３，４３６，５００円

（内訳）令和９年度：４，６２９，６２５円

令和１０年度：４，４２７，５００円

令和１１年度：４，３７９，３７５円

※この金額は、契約時の予定額を示すものではなく、事業の規模を示すためのものである。

※提案価格書（様式第６）に記載する金額は、事業期間の総額及び各年度の金額のいずれも、上記提案上限額（各年度の内訳額を含む。）を超えてはならない。

３．選定方式

公募型プロポーザル方式

４．参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、以下に掲げる要件をすべて満たす者とする。

（１）本業務の実施場所となる屋内温水プール施設を自ら所有し、又は使用する権原を有する者であること。なお、当該施設は、乙川東小学校から自動車で概ね２０分以内の場所に所在するものであること。

（２）本業務を的確に遂行するために必要な指導員及び監視員を配置できる体制を有する者であること。

（３）契約締結までの間に令和８・９年度半田市入札参加資格（物品・その他委託等）を有する者であること。

（４）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。

（５）本プロポーザルの参加表明書の提出期限から契約締結日までのいずれの日においても、半田市指名審査等事務取扱要綱の規定に基づく指名停止の措置を受けていないこと。

（６）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（ただし、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）ではないこと。

（７）国税（消費税及び地方消費税を含む。）、都道府県税及び市町村税の滞納がないこと。

（８）半田市暴力団排除条例（平成２３年条例第１９号）第２条第１号及び第２号に該当しないこと。

５．実施スケジュール

No.	項目	日程
1	プロポーザルの公募開始	令和８年１１月１０日（火）
2	質問書の提出期限	令和８年１１月１７日（火）午後５時まで
3	質疑の回答期日	令和８年１１月２０日（金）
4	参加表明書の提出期限	令和８年１１月２４日（火）午後５時まで
5	企画提案書等の提出期限	令和８年１２月８日（火）午後５時まで
6	審査委員会（書面審査）	令和８年１２月１０日（木）
7	審査結果通知	令和８年１２月１１日（金）
8	仕様書の調整・協議	令和８年１２月１１日（金）～１２月２４日（木）
9	契約の締結	令和８年１２月２５日（金）予定

※　上記日程は予定であり、変更する場合がある。

６．プロポーザルに関する質問書の提出及び回答

（１）質問書の提出

本要領、仕様書等に関し疑義がある場合は、質問書（様式第１）に内容を簡潔にまとめて記載し提出すること。電話、口頭による質問は受け付けない。

（２）提出期限

令和８年１１月１７日（火）午後５時まで

（３）提出方法

半田市教育委員会学校教育課（gkkyoiku@city.handa.lg.jp）に電子メールにより提出すること。電子メール以外による質問は受け付けない。

・送信件名は「乙川東小学校水泳授業指導補助業務委託に関する質問（事業者名）」とすること。

・評価等に影響を及ぼすおそれがある質問（参加事業者数、参加事業者名、評価委員等）は受け付けない。

（４）質問に対する回答

質問への回答は、令和８年１１月２０日（金）までに、質問者に対して電子メールで回答内容を送付するとともに、半田市ホームページに掲載する。なお、本回答をもって、仕様書の追加又は修正とみなすものとする。

７．プロポーザル参加表明書の提出

参加資格要件を満たし、本プロポーザルに参加する場合は、下記のとおり提出すること。

（１）提出書類

No.	提出書類
１	プロポーザル参加表明書（様式第２）
２	会社概要書（様式第３）※業務実績の欄は、実績がない場合は「該当なし」と記載すること。

（２）提出部数

電子データ一式

（３）提出期限

令和８年１１月２４日（火）午後５時まで

（４）提出方法

電子メールにて、半田市教育委員会学校教育課（gkkyoiku@city.handa.lg.jp）へ提出すること。

（５）参加資格要件審査結果通知

プロポーザル参加表明書を提出した者について、「４．参加資格要件」に定める要件を満たす者であるかを確認した後、その者に対し、その結果をプロポーザル参加表明書（様式第２）に記載のメールアドレスに参加資格要件審査結果通知書（様式第４）により、随時（参加表明書の受理後３開庁日以内を目途とする。）、電子メールにて通知する。

（６）入札参加資格の登録がない者の追加提出書類

プロポーザル参加表明書等の提出日時点で令和８・９年度半田市入札参加資格の登録がない者は、申請手続を済ませたうえで、次の納税証明書を追加で提出すること。

ア　法人にあっては、税務署が発行する納税証明書（国税通則法施行規則別紙第９号書式（その３の３））、個人にあっては、税務署が発行する納税証明書（国税通則法施行規則別紙第９号書式（その３の２））

イ　契約営業所所在地の県税事務所及び市役所が発行する納税証明書（未納税額がないことの証明）

※　入札参加資格の申請方法は、半田市ホームページ「令和８・９年度入札参加資格申請【随時受付】」（https://www.city.handa.lg.jp/jigyosha/nyusatsu/1003659/1010543.html）を参照すること。

８．企画提案書等の提出

参加資格要件審査結果通知書（様式第４）により「参加資格あり」と通知を受けた事業者は、下記のとおり提出すること。

（１）提出書類

No.	提出書類
１	企画提案書（様式第５）※業務体制表を含む。
２	提案価格書（様式第６）
３	提案書の開示に係る意向申出書（様式第９）

（２）企画提案書の作成に係る留意事項

ア　企画提案書は、様式第５（業務体制表を含む。）により作成すること。

イ　表紙及び目次は不要とする。様式の記入枠に収まらない場合は、同一の項目番号を付した別紙を作成しても差し支えない。

ウ　施設のパンフレット、平面図、写真、研修計画、緊急時対応マニュアル等の既存資料は、参考資料として５ページ以内で添付することができる（ページ数には算入しない。）。

エ　提案内容は、別紙１「仕様書」に定めた内容を踏まえて提案を行うこと。

オ　フォントの種類は制限しないが、サイズは１０．５ポイント以上とすること。

カ　ページ番号を各ページの下部に印字すること。

キ　装丁、写真・図表の作り込みその他体裁は評価の対象としない。簡潔で分かりやすい記載を求める。

（３）提出部数

電子データー式

（４）提出期限

令和８年１２月８日（火）午後５時まで

（５）提出方法

電子メールにて、半田市教育委員会学校教育課（gkkyoiku@city.handa.lg.jp）へ提出すること。

９．審査方法

提出書類による書面審査とし、庁内に設置した審査委員会が審査する。プレゼンテーションは実施しない。なお、企画提案者が１者の場合でも、審査を行う。

（１）提出書類の内容確認

審査にあたり、提出書類の記載内容について確認が必要な場合は、電子メールにより照会することがある。照会を受けた場合は、指定する期日までに電子メールにより回答すること。なお、回答により提案内容を変更し、又は追加することは認めない。

（２）審査委員会の開催予定日

令和８年１２月１０日（木）

（３）その他

審査委員会は非公開とし、企画提案者の出席は求めない。

１０．契約候補者の選定

審査委員会による審査を経て、契約候補者を選定する。

（１）審査基準

審査は、提出された企画提案書等の内容により、別紙２「選定評価基準」に基づき評価を行う。

（２）評価点の算定

評価点は、技術点８５点（評価項目①から⑥までの６５点及び評価項目⑦の所要時間点２０点）及び価格点１５点の合計１００点満点とする。

価格点は、次の算式により算出する（小数点以下第２位を四捨五入）。

価格点＝１５点×（当該プロポーザルにおける最低提案価格÷当該企画提案者の提案価格）

（３）合格基準点

合格基準点は評価点の配点合計（１００点）の7割（７０点）とし、合格基準点以上を得た者の中から、評価点（技術点＋価格点）が最も高い企画提案者を契約候補者とする。なお、当該点数に満たない事業者とは契約しないものとする。また、同点となった場合は、委員会の合議により上位者を決定する。

（４）結果通知

選定結果は、選定後、すべての参加者に対し、プロポーザル参加表明書（様式第２）に記載のメールアドレスにプロポーザル審査結果通知書（様式第７）により通知するものとする。なお、通知後に参加事業者及び審査結果を市ホームページにて公表するものとし、選定結果以外の内容は非公開とする。また、当該結果に対する異議申立て等の行為は、一切受け付けないものとする。

（５）失格事項

以下のいずれかに該当した場合には、失格とする。

ア　「４．参加資格要件」に規定する要件を満たさなくなった場合

イ　提出書類が、提出方法、提出先及び提出期限に適合していない場合

ウ　提出書類に記載すべき事項の全部又は一部に記載がない場合

エ　提出書類等の内容に虚偽の記載があった場合

オ　提案価格が提案上限額を超えている場合

カ　提案に関して、選考の公平性を害する行為があった場合

キ　提案にあたり、著しく信義に反する行為等、審査委員会が失格であると認めた場合

ク　他の事業者の代表者等を兼ねて提案した場合

ケ　その他、半田市が指示した事項及び本提案に関する条件に違反した場合

（６）同時期実施案件のうち複数の案件に参加する場合の取扱い

ア　審査は案件ごとに行い、案件ごとに契約候補者を選定する。

イ　複数の案件に参加する場合は、参加するすべての案件を同時に受託した場合でも履行できる体制（年間の実施時期、指導員・監視員の配置等）により提案すること。当該体制は、別紙２「選定評価基準」の評価項目④により評価する。

１１．契約の締結

契約候補者（優先交渉権者）とは、提案上限金額の範囲内で契約締結の交渉を行う。交渉の結果、合意に達しない場合には、第二順位者から順に契約交渉を行い、合意に達した事業者と契約を行う。

なお、受注者は、業務の中核である水泳指導及び安全管理に係る業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、備品の運搬、清掃等の補助的業務については、あらかじめ市の書面による承諾を得た場合に限り、この限りでない。

１２．その他

（１）参加資格要件審査結果通知書（様式第４）により「参加資格あり」と通知を受けた者で、本プロポーザルを辞退する者は、「１３．問い合わせ先」まで電話連絡の上、プロポーザル辞退届（様式第８）を令和８年１２月７日（月）午後５時までに、電子メールで提出すること。

（２）本プロポーザルに係る費用については、すべて事業者の負担とする。また、選定後の事業計画の中止・延長・選定されなかったことによる損害等も同様とする。

（３）提出された企画提案書等は返却しない。

（４）受理後の書類の訂正、再提出等は原則として認められない。

（５）本案件に係る情報公開請求があった場合は、半田市情報公開条例（昭和６１年半田市条例第６号）に基づき、個人情報及び事業者の正当な利益を害するおそれがある場合を除き、第三者に提出書類を公開する場合がある。非開示を希望する情報がある場合には、「提案書の開示に係る意向申出書」（様式第９）に記載すること。

（６）提出された企画提案書等は、本プロポーザルにおける契約候補者の決定以外の目的では使用しないものとする。

（７）本要領に定めるもののほか、必要な事項については、半田市が定める。

１３．問い合わせ先

半田市教育委員会　学校教育課　学校担当

住　　所　：〒４７５－８６６６　半田市東洋町二丁目１番地

電　　話　：０５６９－８４－０６８７（直通）

メ ー ル　：gkkyoiku@city.handa.lg.jp

ホームページ：https://www.city.handa.lg.jp/

別紙２

乙川東小学校水泳授業指導補助業務委託　公募型プロポーザル　選定評価基準

審査項目	審査の着眼点	該当する提出書類	基準点	加重	配点
①実施体制・実績・意欲	本業務の趣旨を理解し、学校教育の一環としての指導方針が示されているか。統括責任者・現場責任者を含む社内の実施体制が明確か。水泳指導の実績が本業務の規模に見合うものか。自由提案がある場合は、その内容が本市の水泳授業の充実に資するものか。	様式第３ 企画提案書１・４－１・７	５	×１	5
②施設・設備	授業時間中に必要なコースを占有して確保できるか。学年や泳力に応じて水深を変更できるか。男女別の更衣室（教員用を含む。）、児童を休ませる場所、ＡＥＤ、救命具、送迎車両の駐車場が確保されているか。一般利用者との区分が適切か。	企画提案書２	５	×２	10
③指導計画・指導内容	学習指導要領に対応し、学年の発達段階に応じた指導内容が具体的か。泳力別のグループ編成の考え方が適切か。特別支援学級の児童への配慮がなされているか。１回２時限の授業の進め方（時間配分、事前準備・後片付け）が効率的で、指導時間を最大限確保できるか。学校の年間指導計画との調整方法が示されているか。	企画提案書３	５	×３	15
④指導員の確保・育成	指導員・監視員の人数、経験及び資格が本業務に十分か。３年間を通じた安定的な人員確保及び同一指導員の継続配置の見通しがあるか。研修により指導力の向上が図られているか。指導員が欠けた場合の代替の確保が可能か。児童・教職員への対応に関する指導が徹底されているか。複数の案件に参加する場合、同時に受託しても履行できる体制か。	企画提案書４	５	×３	15
⑤安全管理・危機管理	授業中の監視体制（監視員の配置位置・人数・交代方法）及び児童の人数確認の方法が具体的か。事故発生時の対応手順及び学校・市への連絡体制が確立されているか。救命講習の受講状況、水質・衛生管理、熱中症・感染症対策が適切か。施設が使用できない場合の代替施設が確保されているか。賠償責任保険に加入しているか。	企画提案書５	５	×２	10
⑥学校との連携・報告	授業前の打合せ及び教員向け実技研修の実施方法が実効性のあるものか。日々の連絡手段、中止等の連絡方法が学校の負担に配慮したものか。プール管理日誌等の記録・報告が適切に行われるか。学校及び保護者からの要望・苦情への対応体制があるか。	企画提案書６	５	×２	10
⑦学校からの所要時間	学校から実施場所となる施設までの自動車による所要時間（授業時間の確保と児童の負担軽減に直結するため、移動時間が短いほど高く評価する） 提案書にも記載いただきますが、この項目での算定については、インターネット上の経路検索サービスの自動車経路を使い、対象校の所在地から実施施設の所在地までの片道所要時間を用います。	企画提案書２－１	－	－	20
		技術点　小計	－	－	85

⑧提案価格	価格点＝１５点×（当該プロポーザルにおける最低提案価格÷当該企画提案者の提案価格）　※小数点以下第２位を四捨五入	様式第６	－	－	15
合　計（技術点８５＋価格点１５）			－	－	100

【基準点の判定】

５点	４点	３点	２点	１点	０点
優れている	やや優れている	妥当である	やや不十分	不十分	提案なし

※　合格基準点は評価点の配点合計（１００点）の7割（７０点）とし、合格基準点以上を得た者の中から、評価点（技術点＋価格点）が最も高い企画提案者を契約候補者とする。